

ヨーロッパの製造物責任法

講演

ロンドン大学名誉教授

A. L. ダイヤモンド氏

本書は、当財団主催で平成2年6月15日、安田火災海上本社ビルで開催された、ロンドン大学名誉教授 A. L. ダイヤモンド氏の講演を収録したものです。

通訳は筑波大学田島裕教授にお願いしました。

目 次

1. 課題の説明	1
2. 1987年以前のイギリス法	1
3. ヨーロッパの製造物責任法	7
4. 1987年の消費者保護法（イギリス法）	8
5. 抗 弁	14
6. 出訴期限	17
7. 結 論	17
質疑応答	18
講演原文 [Product Liability in Europe]	21



講演中のA. L. ダイヤモンド氏

A. L. ダイヤモンド(Aubrey L. Diamond)氏

ロンドン大学名誉教授

LSE (ロンドン経済大学) 客員教授

ノートルダム大学 (ロンドン法律センター) 所長

法律委員会委員 (1971年～1976年)

Institute for Advanced Legal Studies所長 (1976年～1986年)

1. 課題の説明

ご親切なご紹介をいただき、ありがとうございました。安田火災記念財団のご招待により、本日ここへまいりまして、製造物責任法について講演をさせていただきますことを非常に光栄なことと思います。私は、製造物責任法に対する関心、そして他の諸外国の経験に対する関心が、日本では非常に高いということをよく存じております。製造物責任法は、物品または製造物の製造者および供給者が、その者の欠陥のある物品により生じた損害に対し責任を負うか否か、またもし負うとすればその範囲はどの程度か、という問題を提起します。危険なまたは欠陥のある製造物により生じた、人々に対する侵害、すなわち事故、身体傷害、死亡および財産に対する損害について語ろうと思います。イギリス法が最も重要な法律であるというのではなく、わたくしが最もよく知っているのがそれであるという理由から、イギリス法を中心に話を進めたいと思います。しかし、ヨーロッパ法についても少し一般にお話ししなければなりません。というのは、1987年の消費者保護法は、ヨーロッパ法に大きな影響を受けた製造物責任法を含んでいるからです。

2. 1987年以前のイギリス法

(a) 売主の厳格責任

1987年以前でもイギリスでは製造物責任の問題は新しい問題ではありませんでした。我々は150年にもわたって製造物責任法をもっています。イギリスで18世紀の終わりにかけて起こった産業革命は、19世紀の間に法の急速な発展をもたらしました。19世紀にイギリスの裁判所の裁判官たちが発展させた法は、議会によって1893年の物品売買法として法典化されました。この法律は、何度か改正されましたが、現在でもなおこれは実施されています。現行法は1979年の物品売買法（Sale of Goods Act 1979, c. 54）となっています。物品売買法

は、その名前が示しておりますように、契約法の一側面にふれるものです。もっと正確に申し上げますと、それは物品を販売する契約であり、特に売買契約上の物品の売主の、物品の買主に対する義務であります。従って、我々は契約当事者、つまり売主と買主の直接的関係についてお話することになります。我々はまた、法により売主に対して課される法的義務についてもお話することになります。

1840年代および1850年代、つまり19世紀の中頃に、売主が販売する物品が、買主がその物品に要求する目的であって売主が知っている特別の目的のために適合していること、あるいは当該物品が販売される普通の又は通常の目的のために適合していることを、売主が契約上約束したという形の義務を裁判官たちが発展させました。一人の裁判官が述べておりますように、買主は物品を捨ててしまうために買うのではないし、別の裁判官が述べているように、法律は、供給されうる最良の商品を供給することが売主の利益になるように法規を守らせるべきであります。これには多少の誇張がありますが、これは19世紀に裁判官たちがとった考え方をよく示しています。その約束は、当該の物品が通常の目的に適合しているという約束です。換言すれば、売主が注意を払うという約束または売主が合理的であることをするという約束ではなく、売主は適した物品を供給するという約束です。従って、これは厳格責任、すなわち売主の帰責事由(fault)を基礎としない責任の一形態として分類されうるものです。

(b) 1905年のフロスト対アイルズベリ牧場会社判決 (Frost v. Aylesbury Dairy Co. Ltd. [1905] 1 K.B. 608)

先に述べたことは20世紀の始めにイギリスの裁判所に提起された事件によって分かりやすく説明できます。この事件は、フロスト氏がアイルズベリ牧場会社を相手に起こした訴訟ですが、この会社は毎日ミルクをフロスト氏の家に配達しておりました。フロスト氏とフロスト夫人がそのミルクを飲みましたが、そのミルクは腸チフスにおかされておりました。その結果、フロスト夫人が病氣

に罹り、やがて死亡しました。フロスト氏は、その牧場会社を相手に、1893年の物品売買法により売買契約の違反を主張する訴えを起しました。当該のミルクはその普通の目的に適合する、という当該牧場会社による約束がありました。ミルクの普通の目的は、もちろん、それが人間の消費のために適合することを要求します。事実上、明らかにそれは飲料の目的には適合していませんでした。そして、それゆえ、フロスト氏の主張は物品売買法に基づくものでした。

会社側の抗弁は単純なものでした。混ざりもののないミルクを供給するために人間として出来る限りのことを会社はした、と主張しました。裁判所は、これは無関係であると判示しました。会社がした約束は、当該のミルクは飲料のために適合しているということです。そのミルクは飲料のために適合していなかったから、その会社は契約違反に対する責任を負います。この責任は、帰責事由(fault)によるものではありません。売主が何か悪いことをしたとは、誰も言っていないのです。

(c) 物品および役務の供給契約

これは欠陥製造物を供給したことに対する責任です。物品売買法は、實際上、英国のコモンウェルスに属するすべての国で採用されています。それはその他の国々にも輸出されていて、アメリカ合衆国では、統一商事法典の中にそのまま採り入れられました。この法典には、イギリス法の中に存在する同一の基本的な法規範が書かれています。厳密に言えば、物品売買法の諸原理は、売買契約に対してのみ適用されるものですが、物品の供給のための他のあらゆる契約に適用されました。例えば、賃貸借ないしレンタルの契約やその他の供給契約による供給は、現在では、イギリスでは1982年の物品および役務の供給に関する法律の適用を受けています。既にお話しましたように、これらの義務は、契約法の一部として生じるものです。

(d) 製造者の過失責任

当事者間に直接の供給契約が存在しない場合、責任は、帰責事由(fault)に基づく過失責任(negligence)の法という異なった諸原理によって規律されます。これは、合理的な注意を払うことを怠ったということに基づいています。これは、製造者が製造する物品を彼らが直接販売する相手の者以外のすべての者に対し、製造者が負う義務です。イギリス法では、契約関係が存在する場合に売主に対して適用されるものと、契約関係が存在しない場合(すなわち、直接的契約がない場合)に適用されるものとで異なる基準を作った良い実例があります。その良い実例とは、1938年のダニエル対ホワイト判決(Daniels and Daniels v. R. White and Sons Ltd. and Tabord [1938] 4 All E.R. 258)です。

ダニエル夫妻が一緒にパブに出かけまして、その二人の状況は非常によく似たものでした。ダニエル夫人はテーブルのところに座っており、ダニエル氏がカウンターへ飲物の注文をしに立っていきました。同氏はレモネード一瓶とグラスを二つ頼みました。グラスを二つ渡され、レモネード一瓶がとられました。その瓶には封がしてあり、カウンターの売り子はその封を剥がし、その瓶の半分を一つのグラスに、そして残りの半分を別のグラスに注ぎました。ダニエル氏はレモネードの代金を払い、その二つのグラスを持ってテーブルにいる妻の所へ戻りました。彼は妻の隣に座って、それから二人はそれぞれのグラスから一緒に飲みました。二人はそのレモネードを同時にすすり、それを同時に吐き出しました。というのは、その瓶には硝酸が含まれていて、二人とも口の中をひどく焼かれたからです。二人一緒に弁護士の所へ出かけました。その弁護士は二人に対し一緒に助言を与えました。この時点で、二人の道は分かれることになりました。

ダニエル氏はパブの所有者を相手に訴訟を起しましたが、彼の訴えは、彼がレモネードを買ったという事実に基づくものでした。物品売買法により、当該のレモネードは人間の消費に適しており、また飲料に適合しているという約束

がありました。ダニエル氏の事件は、上述の菌におかされたミルクの事件に類似しています。彼はパブの所有者を相手とする訴訟に成功しました。損害賠償が認められました。かれは賠償を得ました。しかし、ダニエル夫人はレモネードを買ってはおりませんから、パブの所有者を相手に訴訟を起こすことはできませんでした。彼女は売買契約上の買主ではなく、その結果、物品売買法は彼女には適用されなかったのです。契約関係はありませんでしたし、直接の契約はありませんでした。そこで、封をした瓶に入れてパブに供給したレモネードの製造者を相手として訴訟を起こしました。彼女の製造者に対する訴訟は、物品売買法によることはできませんでした。その訴訟は、製造者はその過失に対し責任を負うという原理に基づくものでした。彼女は、その製造者に過失があった、すなわち、瓶にレモネードを詰め込むときに合理的な注意を払わなかった、ということ立証しなければなりません。

製造者の抗弁は、製造者は合理的な注意を払ったということです。彼は厳格責任を負うものではないと主張しました。レモネードの壺詰のためのいわゆるフル・プルーフ・システム（完全検査システム）と呼ばれるものを採用していたことを示す証拠を、彼は提出いたしました。その瓶は清潔であり、レモネードだけがその瓶に入ることを確かめるため合理的な注意を払っておりました。裁判官は、この製造者側の主張を受入れました。この裁判官は、製造者は合理的な注意を払っており、従って、当該製造者は責任を負わない、と認めました。当該事件の結論は、ダニエル氏には損害賠償が認められ、パブの所有者から賠償を獲得できたが、ダニエル夫人はパブの所有者を相手に訴訟を起こすことはできず、製造者に対する事件で敗訴したので、何も得られないということになりました。

(e) 法の批判

今日のほとんどの法律家が、ダニエル判決は間違っ下された判決であると考えていると言ってよいと思います。ほとんどの法律家が、そしておそらくほ

とんどの裁判官も、そう考えていると思います。もし同種の事件が裁判所に来たとき、同じやり方で判決が下されるであろうと考える者は、ほとんどいないと思います。しかし、この判決は、それにもかかわらず、訴えが契約に基づくものか、あるいは契約に基づくものではなくて不法行為法に基づくものであるかということに従って、異なる法の基準を適用した良い実例であると思います。これはかなりの重要性をもち、その区別は、製造物責任法を検討した多数の公的団体——とくに当時わたくしが責任者でありました法律委員会、スコットランドの法律委員会、および少し遅れて民事責任に関する報告書を作成した王立委員会——によるイギリス法批判を引き起こしました。この法の批判は、基本的には、異なった法基準を立てることが不合理であり、かつ非論理的であるという事実に向けられています。

ダニエル事件をもう一度取り上げてみましょう。明らかにパブの所有者には責任がありませんでした。封印された瓶があって、パブでそれが開けられ、そして、普通の人々がそれを見て、その中にレモネード以外の物が含まれているとは分かりませんでした。パブの所有者にはいかなる種類の帰責事由もないのに、責任を負わされました。しかし、誰かに帰責事由があり、そして誰かに過失があったということが、我々すべての者に分かるのであれば、その誰かは、レモネードの製造者かまたはその従業員の一であったはずで、製造過程で何か悪いことが明らかに起きているのですが、その製造者は責任を負いませんでした。この奇妙な法原則は、製造物責任法について法改正がなされるべきであり、この改正は、売主との関係で非常に長い間認められてきた責任と同じものを、実際上製造者に対しても拡張するものであるべきである、とイングランドおよびスコットランドの公的団体に言わせるようなものであります。

3. ヨーロッパの製造物責任法

(a) 概観

他のヨーロッパ諸国に目を向けてみますと、基本的には同じ法制度をもつ諸国の間でさえきわめて多種多様な法準則があります。しかし、一般的に申しますと、ヨーロッパの法制度は、二つに大きく分類することができると思います。グレート・ブリテン [イングランド、ウェールズ、スコットランド] の法と基本的に類似したヨーロッパの諸国がかなり多数あります。これらの諸国では、契約責任と不法行為責任の区別があり、この区別は、非常に大まかには契約における厳格責任と不法行為における過失責任の区別にどこか類似しています。この種の制度をもつ国の一例は、その法の細かい点ではイギリス法とは厳密には同じではありませんが、疑いなくドイツであると思います。ドイツ法は大陸法系に属しておりますから、この説明は驚きかもしれませんが、それは類似の種類のパターンをとっています。若干のヨーロッパ諸国において見られるもう一つの大きな法制度は、フランス法によって例示されています。ここでは、製造者も売主も両方とも、そして全ての供給者が、厳格責任を負わされています。これは過失によるものではなく、イギリス法では物品の売主が負わされる責任に相当するものです。

(b) ヨーロッパ評議会の条約

ヨーロッパ諸国は、二つの異なるグループを形成して、製造物責任法を検討してきました。一つのグループ、すなわち21のヨーロッパ諸国の緩い結合であるヨーロッパ評議会(Council of Europe)は、それぞれの加盟国において製造物責任法を統一することが望ましいとする点で、合意しています。これらの諸国は、大まかに言ってフランス法に似たものを基礎として諸国の法を調和させるものと思われる、製造物責任に関する条約を作りました。これは、イギリス法の文脈に置き換えてみますと、製造者および他の供給者の両方に厳格責任を

負わせることになろうということを意味しています。

(c) 1985年のヨーロッパ共同体指令

別のグループであるE E C，つまりヨーロッパ共同体は，同様の結論に達し，ヨーロッパ共同体の大臣会議は，全てのヨーロッパ共同体の加盟国がそれぞれの法を厳格責任という同一の基礎の上に調和させることを要求する指令を1985年に出しました。ヨーロッパ評議会の条約は，広く採用されることはありませんでした。しかし，E E C指令の方は，E E Cに加盟する12の全ての諸国に何らかの形でこれを採用することを義務づけたものです。それは，連合王国を含め多数のE E C諸国によって既に実施されております。

4. 1987年の消費者保護法（イギリス法）

(a) 一般原理

連合王国では，その指令は，1987年の消費者保護法の最初の9条によって実施されています。ヨーロッパ共同体法が現在何を要求しているかを説明するのに，私はイギリス版とE E C版との間に相違がある2，3の点は指摘しておきたいと思いますが，このイギリス版，つまりこの1987年の法律に注目したいと思います。

一般原則は，その指令の第1条自体を引用すれば最もよく説明できると思います。この規定は，「製造者は，その者の製造物の欠陥によって生じた損害を賠償する責任を負うものとする」と定めています。これは簡潔で明瞭に直接的にその原則を述べたものですが，ご想像のように，この文章のほとんど全部の文言が，当該の記述で使われた文言が何を意味するか定義した別の規定に従っています。この指令は，実際にはその責任が厳格責任であるとは述べておりません。しかし，その規定は，製造者が責任を負わされるには過失がなければならぬとは述べておりませんので，その原則は厳格責任か，帰責事由ないし過

失なしの責任に基づくものである、ということは一般的に合意されています。このことは、ほとんどの事件において過失はないであろう、と言っているのではありません。不可避的に事故の大半は、誰かに過失があるために起こるものです。しかし、過失が訴えの決定的な要素ではありません。誰かに過失があったか否かにかかわらず、責任は存在するのです。

(b) 「欠陥 (defect)」の意味

この一般原則で使われている諸概念の若干のものを検討することにしましょう。第一に、責任は製造物の欠陥によって生じた危害ないし損害による、という観念です。製造者ないし生産者は、製造物の欠陥がある場合にのみ責任を負います。イギリスの法律委員会が製造物責任法の改革を検討しておりましたときに、我々はたくさんのアメリカ法のアメリカ人専門家と相談しました。不法行為法のリステートメント（第二版）に著わされたアメリカ法は、欠陥製造物に関して責任が存在するという理念を含んでいます。我々は、「欠陥」の観念ないし「欠陥製造物」という観念が、アメリカ合衆国でたくさんの訴訟を生む原因になったと聞きました。実際、一人ないし二人のアメリカの法律家が、「“欠陥”という概念を導入してはいけません。はっきりと欠陥製造物という言葉を使うことは避けなさい。この言葉はたくさんの難題をもたらします。もしイギリス法でその観念を導入しなければ、イギリス法はもっと簡潔で、もっと簡明なものになるでしょう」と、我々に助言してくれました。これは受け入れることの難しい助言でした。これを受け入れれば、おそらく、製造物に欠陥があるなしに関わらず、その製造物によって生じたすべての損害について責任を負うという原則を立てることになると思います。

「欠陥」の観念を導入することが必要であることを示す単純な例を示すことができます。すべての製造物の中で最も危険なものの一つとしてよく知られるもので、あらゆる家庭にあるナイフがあります。ナイフは通常鋭くて、先が尖っています。多くの家庭で、また多くの産業の過程で、ナイフが使われる場合

に、数多くの事故——多くは小さな事故と認めてよいでしょうが、若干のものは重大な事故——が、ナイフによって起こされています。しかしながら、ナイフの製造者が生産したナイフによって傷害を被った全ての者に対し、その製造者が賠償金を支払わなければならない、という意見を述べた者はだれもおりません。我々は、鋭い歯と尖った先をもっていて危険であると予期できるナイフと、間違った場所において鋭くなっている——例えば、力を入れて押さえる部分が鋭くなっているとか、ナイフの取っ手が抜け落ちるとか、ナイフが折れるとか、あるいは、別の言葉で言えば、ナイフに欠陥がある——予期できない危険のあるナイフとを、区別しなければなりません。これはただ一つの例にすぎませんが、イギリスの多くの法律家は、この例によって、我々は製造物の欠陥という理念を捨てることができないということ、また責任は製造物の欠陥に対する責任に基づくものでなければならないということを確認しました。しかし、そこで問題が起こります。「欠陥」を定義すべきか、そしてもしそうすべきであるならば、それをどのように定義すべきか。

ヨーロッパ指令の中で採用されている欠陥の定義は、安全の観念を基礎とするものです。イギリスの法律の中で使われている言葉で言えば、もし製造物の安全性が、人が一般的に期待する権利があると言える程度のものでない場合、製造物には欠陥があるということです。ですから、製造物が安全であることを人は期待する権利をもつという考え方になります。もし当該の製造物が、人がそうであるべきであると期待する権利を有する程度まで安全なものでなければ、我々はその製造物を欠陥品と呼ぶことができるということになります。

(c) 薬品の場合の特別な問題

わたくしが今説明したナイフの例も含め、多種多様な物品にこの定義を当てはめようとしますと、ある製造物に欠陥があるか否かに関しては一応納得できる基準を提供するものと言えそうですが、若干の困難な問題が起こってくるかもしれません。おそらく、あらゆる諸領域の中で最も困難な例である薬剤関係

の製造物，すなわち医療薬品および家庭薬品の例によって，それらを説明できると思います。これは，ある具体的な家庭薬品または医療薬品に人はどのような安全性を期待する権利をもつかに関して問題を提起することになります。

ある医者が述べたように，問題は安全な薬品などというものは存在しないということです。あらゆる状況の下で全ての人に絶対に危害のない医療薬品ないし家庭薬品などと言ったものは存在しません。例えば，錠剤の投与しすぎの場合のように，その問題の若干は明白です。しかし，投与しすぎの場合でさえ，人間の物質代謝は人ごとに異なるのであり，特定の薬品を，ある人たちは他の人たちよりも多く取ることができます。薬品は身体の機能に作用することを目的として作られています，我々一人一人が異なっていて，ある薬品はある人たちに対し，他の人たちとは異なった作用を与えるから，問題が生じます。例えば，最も安全な抗生物質の一つはペニシリンですが，これは世界中で毎日，非常に多量に使われています。しかし，毎年，ペニシリンの注射の結果，どうやら予見不可能であるらしい瞬間的副作用により予期せず死亡したという数多くの人たちの事件が起こっています。たとえ以前には安全に注射できた場合でも，今度のときには副作用を起こすということがありえます。

しかしながら，ペニシリンは一般的に非常に安全な薬品と見做されています。死亡した個人にとっては，あるいは現実的には死亡した個人の関係者にとっては，その薬は安全ではありませんでした。その副作用は破滅的なものでした。この薬品は，人が一般的に期待する権利があると言える程度の安全性を備えていたでしょうか。事故の頻度が非常に稀れである限り，ほとんどの裁判官が，またほとんどの法律家が，この薬品を安全なものに見做し，従って，欠陥はないと思うだろうと思います。もちろん，もう一方の端には，ほとんどの人々に対し極めて危険であると理解されている薬品が存在します。例えば，癌などのように非常に重大で不治である，または事実上ほとんど不治である病気の治療においてのみ薬品が使われるということがありますが，この場合には非常に危険な薬品が投与され，人は危険を覚悟しなければなりません。これらの薬品は

欠陥品でしょうか。それらが使用される具体的な情況に照らして欠陥があるというのでしょうか。もし他の情況ではむしろ使用されず、一定の情況のもとで使用されたという場合には、その薬品は欠陥品と見做されうると思います。

多くのヨーロッパ諸国が製造物責任法の検討を開始させる動機となった事例は、サリドマイドの問題です。これは手の無いまたは足の無い胎児を成長させ、一定の非常に悲劇的な出産の原因となるものです。この薬品は、一般的に現在では欠陥のある薬品と見做されています。その安全性の水準は、今日では容認できないものと見做されています。現在では、両極端にこのような問題は、かなり容易に決定できるのですが、もちろん、この両極端の中間のどこかに入る多くの薬品が存在しています。従って、統計学的証拠に関する非常に困難な問題で、特定の薬品が欠陥品であるか、欠陥品でないかを定めることが困難な判決が、起こりそうです。現在の法の発展段階では、これらの問題に明確な答えを出すことが可能であるとは思いません。このような問題が現れたときに裁判官たちがそれらをどのように取り扱うか、待って静観する以外にありません。

(d) 消費者の財産に対する侵害

損害 (damage) または侵害 (injury) の観念を次に説明したいと思います。この観念が、製造物によって起こされた死亡や製造物によって起こされた人身傷害を含んでいることは明瞭です。財産に対する侵害は含んでいるのでしょうか。ヨーロッパ指令によって与えられた答えは、消費者物品に対する損害にのみ適用されるということです。すなわち、個人的使用または消費のためにのみ通常使用されることが意図されている物品またはそのような性質の物品にのみ適用されるということです。消費者物品に対する損害についての責任は、一定の額以上の損害がある場合にのみ存在するのですが、イギリスの立法で定めるその実際の額は 275ポンドを超える程度の損害となっています。この意図は、保険法に係わるすべての者が当然知っているように、その価値よりも手続き費用にはるかに多額の費用がかかりそうな小額の訴えを排除することにあります。

かように、非常に小額の訴えを排除する試みがあります。

ヨーロッパ指令は、例えば逸失利益など経済的ないし財政的損害には適用されません。もしイギリス法に一般的に引き移して言うことができれば、過失の訴えは、身体的危害に対する訴訟と一緒にでなければ、経済的損失ないし財政的損失には適用されないと思います。しかし、物品売買法に基づく訴人は、もしそれが契約に基づくものであるならば、逸失利益などの経済的損失の賠償を請求することができます。ヨーロッパ指令のイギリス版は、経済的損失についての規定を定めておりません。

(e) 法律の適用がない製造物

1987年の法律の適用がない製造物について、引き続き少し述べさせていただきます。ヨーロッパ共同体指令のもとで、一定の種類 of 財産を除外することができます。特にイギリスの法律では次のような文言でこれが行われています。もし産業的加工を受けた場合でなければ、この法律は狩猟または農業の産物には適用されない。処理がなされていないまたは加工がなされていない農産物に適用することは意図されていない、と。従って、熱処理もされておらず、他の方法による加工も受けていないミルクが供給された場合、イギリス法によって問題として捉えられることはないでしょう。残念ながら当該の法律には産業的加工の定義がなく、厳密に何が除外されているかは明らかではありません。例えば、小麦を臼でひいて、または水車でひいて、小麦から小麦粉を作ることが、産業的加工とみなされるかどうか、我々には分かりません。もしそれが工場でなされたのであれば、疑いなく産業的加工でしょう。それが農家で手で操作される機械でなされたとしたら、これは産業的加工でしょうか。それがなされたやり方を秤に乗せて、産業的加工かどうかを決めるのでしょうか。これらの問題に対する答えは、我々にはまだ分かっておりません。わたくし自身は、すべての状況のもとで、小麦から小麦粉を製造することは、それが第三者に影響を与えらると思われるならば、産業的加工であると思います。この種類の問題を決定す

